

学校法人及び私立学校(幼稚園)の管理・運営について

1 私立学校と学校法人の位置づけ

(1) 私立学校と学校法人

私立学校の定義

「私立学校」とは、学校法人が設置する学校(私立学校法第 2 条第 3 項)をいいます。

学校法人の定義

「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人をいいます(私立学校法第 3 条)。私立専修学校又は私立各種学校の設置のみを目的とする法人については、学校法人に関する規定が準用されることから(私立学校法第 64 条)、準学校法人と通称されることがあります。

私立学校と学校法人の関係

学校法人が私立学校の設置者であり、私立学校を管理運営し、私立学校の経費を負担(学校教育法第 5 条)します。学校法人が権利義務の主体となります。

(2) 学校法人(寄附行為)の認可

学校法人を設立しようとするときは、当該私立学校の所轄庁に対し、学校法人の寄附行為認可申請を行い、認可を受けることが必要となります(私立学校法第 31 条第 1 項)。

認可に当たっては、文部科学大臣の定める基準及びこれに基づいて知事が定める審査基準等に従って審査することになります。

また、認可の際には、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くこととされています(私立学校法第 31 条第 2 項)。

(3) 寄附行為変更認可

寄附行為を変更しようとするときは、所轄庁に対し、学校法人の寄附行為認可申請を行い、認可を受けることが必要となります(私立学校法第 45 条第 1 項)。

認可に当たっては、文部科学大臣の定める基準及びこれに基づいて知事が定める審査基準等に従って審査することになります。

ただし、次に掲げる変更については、所轄庁の認可を要せず、届出のみとされています(私立学校法施行規則第4条の3)。

学校及び課程の設置廃止を伴わない学校、専修学校及び各種学校の名称の変更
事務所の所在地の変更(所轄庁の変更を伴う場合を除く。)

公告の方法の変更

(4) 私立学校の設置認可

私立学校を設置しようとするときは、当該私立学校の所轄庁に対し、学校法人の寄附行為(変更)認可申請を行うとともに、当該私立学校の設置認可申請を行い、認可を受けることが必要となります(学校教育法第4条)。

設置認可に当たっては、文部科学大臣の定める設置基準及びこれに基づいて知事が定める審査基準等に従って審査することになります(学校教育法第3条)。

なお、私立学校設置認可に際しては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くこととされています(私立学校法第8条)。

(5) 私立学校に係る変更等の認可

私立学校の廃止を含む各種変更等をしようとするときは、当該私立学校の所轄庁に対し、変更等の認可申請を行い、認可を受けることが必要となります。

認可が必要とされる変更等については、次に掲げるとおりです。

私立学校の廃止(学校教育法第4条1項)

学科、課程の設置・廃止(学校教育法第4条1項)

設置者の変更(学校教育法第4条1項)

広域通信制の課程に係る学則の変更(学校教育法第4条1項)

収容定員に係る学則の変更(学校教育法第4条1項)

専修学校の設置・廃止(学校教育法第82条の8)

専修学校の課程の設置・廃止(学校教育法第82条の8)

専修学校の設置者・目的変更(学校教育法第82条の8)

(6) 学校法人の資産

学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければなりません(私立学校法25条第1項)。

基本財産

- ・基本財産とは、施設(校地、校舎)、設備(教具、校具(教育上必要な机、椅子等)又はこれらに要する資金をいいます。
- ・学校法人設立に際しては、基本財産は原則として負担付き又は借用のものでないこととされています(昭和25年私立学校法施行通達)。

運用財産

- ・運用財産とは、私立学校の経営に必要な財産をいいます。
- ・運用財産は、学校の種類、規模に応じて、毎年度の経常支出に対し、授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであることとされています(昭和 25 年私立学校法施行通達)。

(7) 学校法人の登記

学校法人は、組合登記令の定めるところにより、各登記事項を登記しなければなりません(私立学校法第 28 条)。

学校法人の登記事項(組合等登記令第 2 条)

ア 目的及び業務

イ 名称

ウ 事務所

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

オ 存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又は事由

カ 資産の総額

キ 私立学校の名称

変更登記

上記 の登記事項に変更が生じた場合、ア～オ及びキについては、変更が生じてから 2 週間以内に、カについては毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に変更の登記をしなければなりません(組合等登記令第 3 条)。

(8) 学校法人の収益事業

学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができます(私立学校法第 26 条第 1 項)。

収益事業の種類

収益事業の種類は、私立学校審議会等の意見を聴いて所轄庁が定めます(私立学校法第 26 条第 2 項)。ただし、学校を設置する法人として教育上支障のない範囲の事業に限られています。

収益事業の会計

収益事業に関する経営は、私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(私立学校法第 26 条第 3 項)。

(9) 学校法人及び私立学校に係る変更等の届出

所轄庁の認可を要せず、届け出のみでたりる学校法人及び私立学校に係る変更等については、次に掲げるとおりです。

なお、いずれの変更等の場合にあっても、原則として理事会の議決及び評議員会への諮問を要することとされています。

学校(園)の目的変更(学校教育法施行令第27条の2)

学校(園)の名称変更(学校教育法施行令第27条の2)

学校(園)の位置(住所)変更(学校教育法施行令第27条の2)

学則(園則)の変更(収容定員に係るものを除く)(学校教育法施行令第27条の2)

経費の見積り及び維持方法の変更(学校教育法施行令第27条の2)

専攻科(別科)の設置又は廃止(学校教育法施行令第27条の2)

校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し若しくは処分しようとするとき又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき(学校教育法施行令第27条の2)

校長(園長)の決定(学校教育法第10条)

専修学校学科設置又は学科廃止に係る学則の変更(学校教育法第131条)

役員の変更(私立学校法施行令第1条第2項)

登記事項の変更(私立学校法施行令第1条第1項)

(10) 学校法人の解散、合併

学校法人の解散

学校法人の解散には、次の6つの事由があります(私立学校法第50条第1項)。

解散の議決

寄附行為に定めた解散事由の発生

目的たる事業の成功の不能

学校法人又は準学校法人との合併

破産手続き開始の決定

所轄庁の解散命令

は所轄庁の認可又は認定が必要。

理事の3分の2以上の同意が必要

- ・ 理事長は、解散の議決及び目的たる事業の成功の不能を事由に解散する場合は、あらかじめ、評議員会の意見を聴取(私立学校法第42条第1項)しなければなりません。

残余財産

- ・ 解散した学校法人の残余財産は、破産と合併の場合を除き、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します(私立学校法第51条第1項)。
- ・ 前記により処分されない財産は、国庫に帰属(私立学校法第51条第2項)します。
- ・ 残余財産の帰属者を寄附行為に記載する場合には、学校法人又はその他教育の事業を行うものに限定されます(私立学校法第30条第3項)。

学校法人の合併

- ・理事の3分の2以上の同意が必要です(私立学校法第52条第1項)。
- ・理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴取(私立学校法第42条第1項)しなければなりません。
- ・所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません(私立学校法第52条第2項)。

2 幼稚園の管理・運営

(1) 私立幼稚園の性格及び所轄庁との関係

幼稚園は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と同様の「学校」であり、学校法人によって設置される学校を「私立学校」といいます(学校教育法第1条)。

私立学校は、自主性の尊重 公共性の高揚を二大理念とし、設置者の建学の精神に基づき、特色ある教育を行っているところです(私立学校法第1条)。

私立幼稚園が学校教育機関としての責任を果たすためには、学校教育法、私立学校法等関連法令の定めるところにより、適正に管理・運営されなければなりません。

私立幼稚園の所轄庁は都道府県知事とされています(私立学校法第4条)。

〔都道府県知事の主な権限〕

私立幼稚園の設置廃止、設置者の変更、収容定員に係わる学則(園則)の変更の認可を行うこと(学校教育法第4条1項)。

私立幼稚園が法令の規定に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反したとき、または6ヶ月以上授業を行わなかったときに幼稚園の閉鎖を命ずること(学校教育法第13条)。

私立幼稚園に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出書を求めること(私立学校法第6条)。

目的、名称、位置、学則(園則)または経費及び維持方法を変更しようとするとき、園地、園舎等に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、または用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするときにその旨を届け出させること(学校教育法施行令第27条の2)。

助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該学校法人の関係者に対し質問し、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査すること(私立学校振興助成法第12条第1項第1号)。

当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入園させた場合におい

て、その是正を命ずること(私立学校振興助成法第 12 条第 1 項第 2 号)。
当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること(私立学校振興助成法第 12 条第 1 項第 3 号)。
当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。私立学校振興助成法第 12 条第 1 項第 4 号)。

(2) 事務処理と備付表簿

私立幼稚園は、学校教育法、私立学校法その他の関係法令等の基づき管理・運営される必要があり、これらの法令に基づく認可、届け出事項については、事務処理に遺漏のないようにしなければなりません。幼稚園に備えなければならない書類については、おおむね次のとおりとされています(学校教育法施行規則第 28 条第 1 項)。

学校に関係のある法令

園則、日課表、教科書用図書配当表、園医執務記録簿、園歯科医執務記録簿、園薬剤師執務記録簿及び幼稚園日誌

職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級の時間表

幼稚園幼児指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

入園者の選抜及び成績考査に関する表簿

資産原簿、出納簿及び経費の予算・決算についての帳簿並びに図書、機械器具、標本、模型等の教具の目録

往復文書処理簿

〔指導要録〕(学校教育法施行規則第 24 条)

園長は幼児について指導要録を作成しなくてはなりません。

園長は、幼児が小学校へ入学した場合は、指導要録の抄本又は写しを入学先の学校長へ送付しなくてはなりません。

園長は、幼児が他の幼稚園へ転園した場合は、指導要録の抄本又は写しを転園先の園長に送付しなくてはなりません。

〔保存年限〕(学校教育法施行規則第 28 条第 2 項)

幼稚園幼児指導要録 20 年間

その他の表簿 5 年間

(3) 園長・副園長・教頭・その他の教職員について

幼稚園に置かなければならない(必要に応じて置く場合も含む)教職員の種類とその職務は、学校教育法(同法施行規則を含む。)及び学校保健安全法等の法令、幼稚園設置基準により定められています。

園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する
副園長	副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる
教頭	園長及び副園長を助け、園務を整理し及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる
主幹教諭	園長(副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
指導教諭	幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
教諭	幼児の保育をつかさどる。
助教諭	教諭の職務を助ける。
講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
養護教諭	幼児の養護をつかさどる。

幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければなりません(学校教育法第27条第1項)。ただし、特別の事情があるときは教頭を置かないことができます(幼稚園設置基準第5条第1項)。

幼稚園には、必要に応じて、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができます(学校教育法第27条第2項)。

幼稚園における一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とします(幼稚園設置基準第3条)。

幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭、又は教諭を一人置かなければなりません(幼稚園設置基準第5条第1項)。

特別の事情があるときは、各学級ごとに置かなければならない専任の教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ねたり、または、その幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助教諭若しくは講師をあてることができます(幼稚園設置基準第5条第2項)。この場合における副園長又は教頭は、幼稚園教諭免許を有し、かつ、その職務を園則上に「必要に応じ幼児の保育をつかさどる」旨記載しなくてはなりません。

専任でない園長を置く幼稚園にあっては、各学級ごとに一人以上置かなければならない専任の教諭等のほかに、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助

教諭又は講師の何れか一人(専任であるか否かを問わない)を加配しなければなりません(幼稚園設置基準第5条第3項)。

幼稚園に置く教員等は,教育上必要と認められる場合は,他の学校の教員等と兼ねることができます(幼稚園設置基準第5条第4項)。

幼稚園には,養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければなりません(幼稚園設置基準第6条)。なお,養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置かない幼稚園にあつては,養護又は事務を担当する者を定めなければなりません(私立幼稚園設置に関する要項第5条)。

保育所等(保育所及び認可外保育施設)と合同活動をする場合の特例として,幼稚園に置く教員等は,教育上必要と認められる場合は,保育所等の保育士等と兼ねることができます(幼稚園設置基準第13条第2項)。

〔園長,副園長及び教頭の資格〕

園長となる資格については,学校教育法施行規則第20条に定められています。主な要件は次のとおりです。

専修免許状又は一種免許状を有し,かつ,次に掲げる職に5年以上あったこと。

- ・学校の校長,教授,准教授,助教,副校長,教頭,主幹教諭,指導教諭,教諭,助教諭,養護教諭,養護助教諭,栄養教諭,講師(常時勤務の者に限る。),事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。),実習助手,寄宿舍指導員,学校栄養職員専修学校の校長,教員の職,教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

上記 に関する職に10年以上あったこと。

ただし,私立学校の設置者は,学校教育法施行規則第20条の規定により難い特別の事情のあるときは,5年以上教育に関する職又は教育,学術に関する業務に従事し,かつ,教育に関し高い識見を有する者を園長として採用することができます(学校教育法施行規則第21条)。

さらに,私立学校の設置者は,学校の運営上特に必要がある場合には,学校教育法施行規則第20条,21条に規定するもののほか,第20条に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を園長として任命し又は採用することができます(学校教育法施行規則第22条)。

上記学校教育法施行規則第22条の規定により,私立幼稚園では,幼稚園の運営上特に必要がある場合で,有資格者と同等の資質を有すると認められる者を,その免許や経験年数にかかわらず,園長として任命し又は採用することができます。ただし,任命又は採用にあたっては,学校教育法施行規則第20条を原則とし,それによらない場合には,根拠を第21条に求めるのか,あるいは第22条に求めるのかを明確にし,幼稚園の運営上特に必要がある旨の理由及び有資格者と同等の資質を有することを証する書類等を示した上で,理事会にて議決を諮る必要が

あります。

規則第 21 条，22 条の特例による場合は，事前に私学振興室まで相談願います。
なお，副園長及び教頭の資格については，学校教育法施行規則第 20～22 条の規定が準用されます(学校教育法施行規則第 23 条)。

〔園医，園歯科医及び園薬剤師〕

幼稚園には，学校保健安全法第 22 条の定めにより，任命又は委嘱により園医，園歯科医及び園薬剤師を置かなければなりません。園医，園歯科医及び園薬剤師は，幼稚園における保健管理に関する専門的事項に関し，技術及び指導に従事することとされています。それぞれの職務執行の準則は学校保健安全法施行規則第 22 条～第 24 条に定められています。

(4) 私立幼稚園に必要な施設・設備について

私立幼稚園の設置基準については，「幼稚園設置基準」(文部省令)があり，幼稚園を設置するものが遵守しなければならない「設置の基準」とともに，幼稚園設置後もこれを基準として幼稚園教育の水準維持，向上を図らなければなりません。また，幼稚園設置基準のほか，茨城県の「私立幼稚園設置に関する要項」に保育室の必要面積等が定められています。

幼稚園の位置は，幼児の教育上適切で通園に安全な環境にあり，また施設・設備等は，指導上，保健衛生上及び管理上適切なものでなければなりません(幼稚園設置基準第 7 条)。

園舎は 2 階建以下が原則です。2 階建とする場合及び特別な事情で 3 階建以上とする場合も，保育室，遊戯室，便所は第 1 階に置かなければなりません。ただし，耐火構造で幼児の待避上必要な施設を備えるものであれば，これらを第 2 階に置いてかまいません(幼稚園設置基準第 8 条)。

園舎と運動場は同一敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とします(幼稚園設置基準第 8 条)。

幼稚園には，職員室，保育室，遊戯室，保健室，便所，飲料水用，手洗い用，足洗い用設備を備えなければなりません。なお，職員室と保健室とは兼用できることとされています(幼稚園設置基準第 9 条第 1 項)。

保育室の数は学級数を下ってはなりません(幼稚園設置基準第 9 条第 2 項)。

保育室の面積は，1 室につき 53 m²以上とされています(私立幼稚園設置に関する要項第 7 条第 1 項)。

遊技室の面積は，1 室につき 99 m²以上とされています(私立幼稚園設置に関する要項第 7 条第 2 項)。

飲料水用設備は，手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければなりません(幼稚園設置基準第 9 条第 3 項)。また，飲料水の水質は，衛生上無害であること

が証明されたものでなければなりません(幼稚園設置基準第9条第4項)

幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければなりません(幼稚園設置基準第10条)。

幼稚園には、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、給食施設、図書室、会議室を備えるよう努めなければなりません(幼稚園設置基準第11条)。

幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができます(幼稚園設置基準第12条)。

幼稚園設置基準において、学級数に応じた園舎面積、運動場面積の最低基準が示されています(幼稚園設置基準第8条第3項別表)。

園 舎：幼稚園の施設のうち幼児の経験や活動に必要なスペースと管理・運営に必要なスペースのうち、屋根で被われており、かつ壁等により風雨を防ぎえる部分をさします。

温室、家畜小屋、鳥小屋等の飼育栽培用の施設設備等は一般には園舎に含めません。

運動場：運動場の範囲は、平坦な広場、固定遊具を設置する場所、起伏のある場所を含むと考えられています。

単純に〔園地面積〕 - 〔園舎面積〕が運動場面積ではありません。

園地は、園舎の建築面積に運動場の面積を加えて得た面積以上でなくてはなりません(私立幼稚園設置に関する要項第3条)。

園 地：園地の面積には、園舎敷地や運動場のほかに、中庭、裏庭等建物に付随した部分、園児の登降園地等のための部分等が含まれます。

(5) 幼稚園における子育て支援としての未就園児受入れについて

幼稚園に入園することのできる者は、満3歳からとされています(学校教育法第26条)。平成16年度から平成19年度の間においては、構造改革特別区域法により、特区の認定を受けた市町村内の私立幼稚園では、満3歳を迎える年度の当初より2歳児を幼稚園に入園させることができましたが、特区に係る関係規程の削除により、平成20年4月以降は、従来どおり幼稚園に入園することのできる者は満3歳からとなり、2歳児は幼稚園児として入園させることはできないこととなっています。

現在、2歳児の保育は、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れ形態により進めることとされており、その留意点等については、国からの通知により示されています(「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文科省初等中等教育局長通知))。

なお、2歳児の受入れ形態によっては、認可外保育施設として児童福祉法第59条に基づき指導監督の対象となる場合があります。その指導監督については、「認

可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に示されているところであり、認可外保育施設とされる施設は、同基準を遵守する必要があります。

児童福祉法の適用を受けるか否かの判断については、上記雇児発第177号通知に示されているとおり、当該施設の保育内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ判断することとしますが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は認可外保育施設として児童福祉法の適用があるものと考えられます。

（6）保健，安全管理について

幼稚園における保健，安全管理については、「学校においては、別に定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない」（学校教育法第12条）とされ、具体的な定めが学校保健安全法に規定されています。

〔幼稚園の保健安全管理の一般的事項〕

- 保健，安全計画の作成
- 環境衛生の維持
- 安全の維持
- 園児及び教職員の健康診断の実施
- 園児の健康に関する健康相談の実施
- 感染症の予防の実施

〔学校保健計画〕

園児は、身体的諸機能が未熟であり、危険に対する注意力や判断力が乏しく病気に対する抵抗力も弱いため、安全や健康に対する配慮が不可欠です。そのため、幼稚園においては、園児及び教職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について「学校保健計画」を作成し実施しなければなりません（学校保健安全法第5条）。

〔環境衛生検査〕

幼稚園では、換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、国が定める「学校環境衛生基準」に基づき環境衛生検査を行い、幼稚園における適切な環境の維持に努めなければなりません（学校保健安全法第6条、学校保健安全法施行規則第1条）。

なお、園薬剤師の職務として、環境衛生検査に従事することや、学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと等が規定されている（学校保健安全法施行規則第24条）ことから、「学校環境衛生基準」に基づく環境衛生

検査の実施や、日常の点検については、適宜園薬剤師の指導及び助言に基づき実施される必要があります。

〔園児の健康診断〕(学校保健安全法第13条第1項)

園児の健康診断は、毎学年定期(6月30日まで)に行わなければなりません(学校保健法施行規則第5条)。また、必要がある場合は、臨時の健康診断を実施することとなっています。

・実施する健康診断の項目(学校保健安全法施行規則第6条)

身長、体重及び座高

栄養状態

脊柱及び胸部の疾患及び異常の有無

視力、及び聴力

眼の疾病及び異常の有無

耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 胸囲及び肺活量、背筋力、握力等を加えることができる。

歯及び口腔の疾病及び異常の有無

結核の有無

心臓病の疾病及び異常の有無

尿

寄生虫卵の有無

その他の疾病及び異常の有無

このうち、結核の有無に係る検査は、小学校の全学年、中学校の全学年、高等学校及び高等専門学校の第一学年、大学の第一学年とされています。

また、聴力検査については、小学校第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年において検査事項から除くことができます。

また、寄生虫卵の有無の検査については、小学校第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校の全学年において検査事項から除くことができます。

〔健康診断票の作成〕(学校保健安全法施行規則第8条)

幼稚園においては、幼児の健康診断を行った時は、健康診断票を作成しなくてはなりません。健康診断票は5年間保管しなくてはなりません。

園長は、幼児が小学校へ入学した場合は、健康診断票を入学先の学校長へ送付しなくてはなりません。

園長は、幼児が他の幼稚園へ転園した場合は、健康診断票を転園先の園長に送付しなくてはなりません。

〔事後措置〕(学校保健安全法第14条)

健康診断を行ったときは、結果を21日以内に保護者へ通知するとともに、その結果に基づき疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければなりません。なお、具体的な措置は、学校保健安全法施行規則第9条第1項各号に定められています。

〔教職員の健康診断〕(学校保健安全法第5条，学校保健安全法施行規則第12条)

教職員の健康診断は、毎年度定期(年1回，適切な時期に)に行わなければなりません(学校保健安全法施行規則第12条)。

・検査項目

身長，体重

視力及び聴力

結核の有無

血圧(35歳未満を除くことができる。)

尿(35歳未満を除くことができる。)

胃の疾病及び異常の有無(妊娠中の女子職員除く。40歳未満を除くことができる。)

貧血検査

肝機能検査

血中脂質検査

血糖検査

心電図検査

その他の疾病及び異常の有無

〔学校安全計画〕(学校保健安全法第26条)

幼稚園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、その設置する幼稚園において、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故等により園児に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該幼稚園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています(学校保健安全法第26条)。

幼稚園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼稚園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他幼稚園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければなりません(学校保健安全法第27条)。

幼稚園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼稚園の実情に応じて、危険等発生時において当該幼稚園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(「危険等発生時対処要領」という。)を作成しなければなりません

ん。園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じなければなりません(学校保健安全法第 29 条)。

なお、幼稚園の内外で園児等が巻き込まれる事件事故が発生した場合は、速やかに事故報告書により私学振興室まで連絡願います。

〔感染症の予防等〕

園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、その理由及び期間を明らかにして、園児の保護者にこれを指示することにより、出席を停止させることができます(学校保健安全法第 19 条)。

幼稚園の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、幼稚園の全部又は一部の休業を行うことができます(学校保健安全法第 20 条)。

園長は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、園医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をしなければなりません(学校保健安全法施行規則第 21 条第 1 項)。

園長は、幼稚園内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をしなければなりません(学校保健安全法施行規則第 21 条第 2 項)。

幼稚園においては、その付近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行わなければなりません(学校保健安全法施行規則第 21 条第 3 項)。

幼稚園において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとされています(学校保健安全法施行規則第 18 条)。

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清型が H 五 N 一であるものに限る。)、新型インフルエンザ

第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H 五 N 一)を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

出席停止期間の基準は、感染症の種類に従い、園医、外部の医師、保健所等と連携し、適当と認められる時までとされています(学校保健安全法施行規則第 19 条)。

〔保健所への連絡〕

幼稚園の設置者は、次に掲げる場合は、所轄の保健所に連絡しなければなりません(学校保健安全法施行令第5条)。

学校保健安全法に基づく健康診断を行う場合。

学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った場合。

学校保健安全法第20条に基づく幼稚園の全部又は一部の休業を行った場合。

上記 及び の場合には、併せて県私学振興室まで連絡願います。

3 学校法人の管理と運営

学校法人とは、私立学校の設置を目的として設立される法人であり、学校法人はその設置する学校を管理します。そこで学校法人が法人として活動するために、私立学校法は理事、監事及び評議員会を定めています。

(1) 学校法人の役員(私立学校法第35条)

理事5人以上、監事2人以上が必要です。

ただし、茨城県学校法人の寄附行為の認可審査基準等に関する要項では、理事は6人以上が必要と定めています。

理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となります(私立学校法第35条第2項)。

監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはなりません(私立学校法第39条)。

(2) 学校法人の役員変更(私立学校法施行令第1条第2項)

理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、役員変更届を茨城県に提出する必要があります。任期の更新で、役員の構成に変更がない場合(「重任」という。)であっても、役員変更届の提出が必要となります。役員変更届に必要な添付書類については、別表のとおりです。

(3) 理事会(私立学校法第36条)

学校法人に理事をもって組織する理事会を置く必要があります。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督します。

理事会は、理事長が招集することとされています。また、理事(理事長を除く。)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければなりません。

理事会を招集するには、寄附行為の定めるところにより、各理事にたいして、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければなりません。

理事が理事会を欠席する場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなされます。

書面による意思表示をする理事は、理事会に付議される事項について個別にその可否等を表示するか、又は理事の一人を指名してその権限の代理を委ねなければなりません。

理事会招集の通知は、会議の7日前までに発しなければなりません。ただし、臨時会の開催など緊急を要する場合は、この限りではありません。

理事会の議長は理事長をもって充てることとします。議決事項については議事録を作成し、議事録には出席理事全員が署名押印して保管しておかなければなりません。

理事会は、在任理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。

理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

上記の「寄附行為に別段の定め」とは、茨城県の「標準的な寄付行為作成例」においては、次の事項とされています。

- ・ 役員の解任 理事総数の4分の3
- ・ 基本財産の処分 理事総数の3分の2
- ・ 予算及び事業計画 理事総数の3分の2
- ・ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 理事総数の3分の2
- ・ 借入金（当該年度に償還される一時的なものを除く） 理事総数の3分の2
- ・ 学校法人の解散 理事総数3分の2
- ・ 残余財産の帰属先 理事総数3分の2
- ・ 学校法人の合併 理事総数3分の2
- ・ 寄附行為の変更 理事総数3分の2

(4) 役員の職務(私立学校法第37条)

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

理事（理事長を除く。）は、寄附行為に定めがあれば、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行います。

監事の職務は、次のとおりです。

- ・ 学校法人の業務を監査すること。
- ・ 学校法人の財産の状況を監査すること。
- ・ 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- ・ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附

行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

- ・上記の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- ・学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席し意見を述べること。

(5) 役員（理事・監事）の選任(私立学校法第38条)

理事となる者は、次に掲げる者とされます。

- ・当該学校法人の設定する私立学校の校長（学長及び園長を含む。）
- ・当該学校法人の評議員の内から、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ・そのほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

学校法人が私立学校を2以上設置する場合には、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、1人又は数人を理事とすることができます。

校長理事及び評議員理事については、校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとします。

監事は、理事会において選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。

理事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む）でない者が含まれるようにしなければなりません。

理事が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前記の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなします。

理事のうちには、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはなりません。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用されます。従って次に該当する者は、学校法人の役員に就任することはできません(私立学校法第38条第5項)。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者。
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者。

(6) 利益相反行為に係る特別代理人の選任(私立学校法第 40 条の 4)

学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、学校法人の代理権を行使することができません(例：学校法人理事長としての立場と個人としての立場での土地賃貸借契約等)。この場合、利害関係人の請求又は職権により、所轄庁である県が学校法人の特別代理人を選任することとされています。

(7) 評議員会(私立学校法第 41 条)

学校法人には、評議員会を置かなければなりません。評議員会は、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます(私立学校法第 43 条)。

評議員会は、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもって、組織しなくてはなりません。

評議員会は、理事長が招集します。

評議員が寄附行為の定めるところにより、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求したときは、理事長は評議員会を招集しなければなりません。

評議員会を招集するには、寄附行為の定めるところにより、各評議員にたいして、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければなりません。

評議員が評議員会を欠席する場合において、評議員会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した評議員は、出席者とみなされます。

書面による意思表示をする評議員は、評議員会に付議される事項について個別にその可否等を表示するか、又は評議員の一人を指名してその権限の代理を委ねなければなりません。

評議員会招集の通知は、会議の 7 日前までに発しなければなりません。ただし、臨時会の開催など緊急を要する場合は、この限りではありません。

評議員会に、議長を置きます。議長は、評議員のうちから評議員会において選任することとされています。

議決事項については議事録を作成し、議事録には議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 名以上が署名押印し、保管しておかなければなりません。

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができません。

評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

議長は、評議員として議決に加わることができません。

(8) 評議員会への諮問事項(私立学校法第 42 条)

次の事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければなりません。

予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）

及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

事業計画

予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

寄附行為の変更

学校法人の合併

目的たる事業の成功の不能による解散

寄付金品の募集に関する事項

その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(9) 評議員会への決算及び実績の報告(私立学校法第 46 条)

理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に決算及び事業の実績を作成し、監事の監査及び理事会の議決を経たものを評議員会に報告し、その意見を聞かなければなりません。

(10) 評議員の議決事項

評議員会への諮問事項と異なり、寄附行為に定められた評議員会の同意、議決事項については、その意見を聞くだけでは足りず、議決されることが必要となります。茨城県の「標準的な寄付行為作成例」においては、次の事項を評議員の議決事項として示しています。

なお、 に係る事項については、必ず寄附行為に定めなくてはなりません(私立学校法第 38 条第 4 項)。

理事の選任（ただし、寄附行為で「評議員会が推薦した者」など、評議員会の意思決定を求めている場合のみ）

監事候補者の同意

役員解任

評議員の選任（ただし、寄附行為で「評議員会において選任した者」など、評議員会の意思決定を求めている場合のみ）

評議員解任

学校法人解散

(11) 学校法人備付表簿

学校法人は、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書（私立学校法第 37 条、第 47 条）及び、寄附行為の定めにより次の諸帳簿等を作成し、

常に各事務所に備えておかなければなりません。この場合の「各事務所」とは、登記簿上の「主たる事務所」及び従たる事務所が登記されている場合における「従たる事務所」と解されています（ただし、議事録、履歴書、権利関係書類等、原本が1部のものについてはこの限りではない）。

寄附行為

理事会議事録

評議員会議事録

役員名簿（履歴遺書、身分証明書、役員就任承諾書）

評議員名簿（履歴書、身分証明書）

収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類

権利関係書類（登記簿謄本、許認可書、各種契約書（公正証書、使用貸借契約書等）

収支予算書

財産目録、貸借対照表、収支決算書

事業報告書

監査報告書

その他法人運営の基礎となる書類

(12) 学校法人の諸規程について

教育基本法、私立学校法、学校教育法に従い設立された学校法人は、学校を設置し、学校教育を行うことを目的としますが、その目的事業遂行のためには、一定の行為基準を策定することが必要となります。このような行為基準を成文化したものが規程です。学校法人の管理・運営のために必要な規程については、次のとおりですが、これらの規程を制定する際には、幼稚園の規模に応じたものであるか、実情に即しているか、公正であるか、必要最低限のものが入っているか注意する必要があります。

寄附行為

寄附行為とは、学校法人の根本的規則であり、法人の在り方を規制するものです。寄附行為には、法律で定められた事項のほか、法令の規定に違反しない限り任意的な事項を定めることができますが、その変更には、一部を除いて所轄庁の認可を要します。

経理規程

私立学校振興助成法により、経常費補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準により会計処理を行うこととされていますが、学校法人の運営の適正化、経営の健全性を高めるため、そして就園する幼児に係わる経済的負担の適正化を図るためには経理規程は非常に重要なものです。

就業規則

常時10人以上の労働者を雇用している事業所においては、労働基準法第89条の定めるところに従って、就業規則を作成し、所定の手続きを経て労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。学校法人においても、教職員(非常勤職員を含む)を10人以上雇用している場合は、就業規則の作成義務があります。教職員が10人以下の場合であっても、学校法人は、その公共性に鑑み、規模にかかわらず就業規則を作成することが望まれます。就業規則は、通常理事長が原案を作成し、理事会で承認を受けた後、教職員に提示して意見を聴く必要があります。労働基準局への届け出の際、この意見書の添付が求められます。

給与規程

給与に関する事項については、就業規則の一部として作成することが通例ですが、別規程として作成しても差し支えありません。給与表については、園の財務状態や予算、周囲の状況を考慮して作成する必要があります。また、教職員へ支払う給与は、給与規程に基づき計算された額で支払われなくてはなりません。

学則(園則)

学則は、学校法人の目的である「教育」に関する規程です。園則作成に当たっては「学校教育法」「同法施行令」「私立学校法」「幼稚園設置基準」「幼稚園教育要領」を理解のうえ、私立幼稚園の特色を発揮できるものとするよう願います。

なお、園則に規定する収容定員を変更する場合は、認可を受ける必要があります(学校教育法施行令第23条第1項)。

その他の規程

その他学校法人の管理・運営のために必要とされる主な規程については、次のとおりです。学校法人の組織や事業の内容、運営する幼稚園の規模等に応じて、適宜作成される必要があります。

- ・ 寄附行為実施規則
 - ・ 事務組織規則
 - ・ 理事会会議規則
 - ・ 理事会業務委任規則
 - ・ 業務決裁規則
 - ・ パートタイム雇用者に関する勤務規則
 - ・ 育児休業、介護休業及び介護短時間勤務等に関する規則
 - ・ 役員の報酬又は日当等に関する規則
 - ・ 退職金支給規則
 - ・ 旅費規則
 - ・ 監事監査規則
 - ・ 財産目録等の閲覧に関する規則
 - ・ 資産運用規則
- 他

4 学校法人の会計について

(1) 学校法人の会計年度

学校法人の会計年度は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終るものとされています(私立学校法第48条)。

(2) 学校法人会計基準に基づく書類の作成と届け出

補助金の交付を受ける学校法人(社会福祉法人も含む。以下同じ。)は，文部科学省が定める「学校法人会計基準」に基づき会計処理を行い，貸借対照表，収支計算書その他の財務計算に関する書類及び収支予算書を作成し，所轄庁に届け出なければなりません(私立学校振興助成法第14条)。

茨城県における貸借対照表等決算に係る書類の提出期限は，当該会計年度の翌年度6月30日まで，収支予算書の提出期限は，当該年度の6月30日までとなっています(昭和52年茨城県告示第418号)。

(3) 公認会計士又は監査法人による監査

貸借対照表，収支計算書その他の財務計算に関する書類を所轄庁に届け出る際には，学校法人会計基準に基づく会計処理が行われ，財務計算に関する書類(資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。)が作成されているか否かの状況について公認会計士又は監査法人の監査を受け，その結果に係る監査報告書を添付しなくてはなりません(私立学校振興助成法第14条 昭和53年茨城県告示第89号)。県からの補助金(国，その他の地方公共団体からの補助金も含む。)の合計額が10,000千円未満の場合であって，かつ，学校法人の内部監査及び会計処理等が適正である法人については，茨城県の許可を受けた上で， の監査報告書の省略をすることができます。

(4) 収益事業に係る会計処理

学校法人が私立学校法第26条に規定する収益事業を，寄附行為変更の認可を受けて行う場合は，その収益事業に係る会計処理は，企業会計の原則に従い，別途会計処理を行わなければなりません(学校法人会計基準第3条)。

(5) 学校法人会計基準に基づき作成する計算書類

学校法人が作成しなければならない計算書類は，次に掲げるものされています(学校法人会計基準第4条)。

- ・ 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表
 - イ 資金収支内訳表
 - ロ 人件費支出内訳表
- ・ 消費収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表

イ 消費収支内訳表

- ・貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ 固定資産明細表

ロ 借入金明細表

ハ 基本金明細表

上記 の他，学校法人は次の書類を作成しなければなりません。

- ・財産目録(私立学校法第 47 条)
- ・事業報告書(私立学校法第 47 条)
- ・監査報告書(私立学校法第 37 条)
- ・収支予算書(私立学校振興助成法第 14 条)

(6) 幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人に関する特例

補助金の交付を受けて幼稚園を設置運営する社会福祉法人は，幼稚園部分の運営について，学校法人会計基準により会計処理を行わなければなりません(私立学校振興助成法附則第 2 条)，認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については，幼稚園部分についても社会福祉法人会計基準により会計処理を行うことができます(学校法人会計基準第 39 条)。

(7) 学校法人が保育所を設置する場合の会計処理等

学校法人は，児童福祉法 39 条に規定する保育所を認可を得て設置することができます。その事業としての位置付けや会計処理は次のとおりです(「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」(平成 14 年 7 月 29 日文科省私学部長通知))。

学校法人が設置する認可保育所は収益事業ではなく，附帯事業として位置付けることとします。

認可保育所を設置する場合は，寄附行為にその事項を記載しなくてはなりません。会計処理については，以下により取り扱うこととします。

- ・財務計算に関する書類に記載する金額は，総額表示とすること。
- ・認可保育所に係る収支は，資金収支計算書及び消費収支計算書には管理経費として計上すること。
- ・資金収支内訳表及び消費収支内訳表に認可保育所の部門を設けること。
- ・認可保育所に係る施設設備等は，基本金組入対象資産とすること。
- ・併設の幼稚園との施設・運営の共用化等を図る場合は，当該幼稚園との施設設備等の管理や経費の負担区分等を明確にすること。

保育所事業部分については，学校法人会計基準によるものとは別に，社会福祉法人会計基準に基づく書類を作成し(「保育所の設置認可等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号)，所管の県保健福祉部子ども家庭課に正副 2 部提出しなくてはなりません。作成しなければならない書類については，次のとおりです。

- ・ 資金収支計算書
- ・ 資金収支内訳書
- ・ 収支計算書又は損益計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 積立預金明細書
- ・ 積立金明細表

このうち、資金収支計算書及び資金収支内訳書については、資金収支計算分析表にかえることができます「保育所の設置認可等についての一部改正について」(平成 22 年 3 月 31 日雇児発第 37 号)。また、収支計算書又は損益計算書、貸借対照表については、それぞれ学校法人会計基準により作成する消費収支計算書、貸借対照表を代用することでよく、あらためて作成する必要はありません。

別表（役員変更届）

		役員 変更 届(様 式第 11号)	新旧 対照 表(別 添様 式22)	就任 承諾 書の 写し (別添 様式 14)	履歴 書の 写し	誓約 書(別 添様 式15)	理事 長の 宣誓 書(別 添様 式16)	理事 会・評 議員 会決 議録 謄本	監事 に係 る理 事長 の宣 誓書 (別添 様式 17)	辞任 届の 写し (別添 様式 23)	登記 完了 届 (様式 第11 号)	登記 簿謄 本
理事長 の変 更	就任した場合											
	ア前任者が 辞任した場合											
	イ前任者が 死亡した場合											
	ウ前任者が解任 された場合											
	重任した場合											
理事 の変 更	就任した場合											
	ア前任者が 辞任した場合											
	イ前任者が 死亡した場合											
	ウ前任者が解任 された場合											
	重任した場合											
	選任区分変更 の場合											
監事 の変 更	就任した場合											
	ア前任者が 辞任した場合											
	イ前任者が 死亡した場合											
	ウ前任者が解任 された場合											
	重任した場合											

* 1 役員変更届は、理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく届出すること。

* 2 理事長以外の代表権を持つ理事を登記している学校法人にあっては、理事のなかで代表権を持つ理事を変
更した場合（登記事項の変更が必要）も、役員変更届の届出が必要なこと。

* 3 履歴書については、以下の点に留意すること
最新のものであること（当該届出に係る役員就任（重任）まで含めること）
現職を必ず記入すること。

当該法人に係る役職は過去のものも漏れなく記入すること。

他の学校法人の役員を兼務する場合は、全て記入すること。

* 4 就任承諾書、履歴書、辞任届については、法人で保管し、写しを添付して提出すること。

* 5 理事会・評議員会決議録謄本については、理事長による原本証明を行うこと。